

項目	内容	内容	施行期日	該当条文																												
<p>(1)個人住民税非課税限度額等の算定に係る扶養親族の範囲の見直し 【国外居住親族の取扱いの見直し】</p>	<p>①個人住民税の非課税限度額に係る算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住者であって、次のいずれにも該当しない者を除く(※)。 ・留学により国内に住所および居住を有しなくなった者 ・障害者 ・その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者</p> <p>②個人住民税均等割の税率軽減の判定の基礎となる扶養親族についても、上記と同様の措置を講ずる。</p> <p>(※)これらの改正は、令和6年度分以降の個人住民税から適用する。</p>	<p>《参考：現行》 【非課税限度額】</p> <table border="1" data-bbox="1359 296 2466 453"> <thead> <tr> <th>扶養親族の人数 (同一生計配偶者を含む)</th> <th>条例非課税【合計所得金額】 (扶養人数+1)×35万円+10万円※(+21万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>101万円以下(給与収入1,560,000円)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>136万円以下(給与収入2,059,999円)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>171万円以下(給与収入2,559,999円)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>206万円以下(給与収入3,059,999円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は扶養数がある場合に加算 【均等割軽減判定基準】</p> <table border="1" data-bbox="1359 506 2021 684"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減額</th> <th>軽減後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割の納税義務を負う同一生計配偶者または扶養親族を2人以上有する納税義務者</td> <td>1,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>均等割の納税義務を負う同一生計配偶者または扶養親族</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族の人数 (同一生計配偶者を含む)	条例非課税【合計所得金額】 (扶養人数+1)×35万円+10万円※(+21万円)	1	101万円以下(給与収入1,560,000円)	2	136万円以下(給与収入2,059,999円)	3	171万円以下(給与収入2,559,999円)	4	206万円以下(給与収入3,059,999円)	区分	軽減額	軽減後	均等割の納税義務を負う同一生計配偶者または扶養親族を2人以上有する納税義務者	1,000円	2,500円	均等割の納税義務を負う同一生計配偶者または扶養親族	1,500円	2,000円	<p>令和6年1月1日</p>	<p>第10条2項 第14条第1号 第24条の3第1項</p>									
扶養親族の人数 (同一生計配偶者を含む)	条例非課税【合計所得金額】 (扶養人数+1)×35万円+10万円※(+21万円)																															
1	101万円以下(給与収入1,560,000円)																															
2	136万円以下(給与収入2,059,999円)																															
3	171万円以下(給与収入2,559,999円)																															
4	206万円以下(給与収入3,059,999円)																															
区分	軽減額	軽減後																														
均等割の納税義務を負う同一生計配偶者または扶養親族を2人以上有する納税義務者	1,000円	2,500円																														
均等割の納税義務を負う同一生計配偶者または扶養親族	1,500円	2,000円																														
<p>(2)住宅ローン控除の適用期限の延長等</p>	<p>①住宅ローン控除に係る控除期間13年間の特例措置について延長し、一定の期間に住宅の取得等に係る契約をした場合で、令和4年12月31日までに当該住宅に入居した者を対象とする(※)。 ②上記特例措置に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については、床面積40㎡から50㎡までの住宅も対象とする。</p> <p>(※)これらの改正は令和4年度分以降の個人住民税から適用し、これらの措置による個人住民税の減収額は全額国費で補填される。</p>	<table border="1" data-bbox="1359 705 2466 1241"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【改正後】 経済対策として控除期間13年間の措置を延長</td> <td>10/1税率 引上げ(10%)</td> <td></td> <td>令和2年10月から令和3年9月末までに契約 ※建売などは令和2年12月から令和3年11月末まで</td> <td>令和4年末までの入居 控除期間13年</td> </tr> <tr> <td>コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の弾力化</td> <td></td> <td></td> <td>令和3年末までの入居</td> <td>控除期間13年</td> </tr> <tr> <td>消費税10%引き上げに伴う 反動減対策の上乗せ措置</td> <td></td> <td>令和2年末までの入居</td> <td></td> <td>面積要件 ⇒50㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>面積要件⇒40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下の者</p>		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	【改正後】 経済対策として控除期間13年間の措置を延長	10/1税率 引上げ(10%)		令和2年10月から令和3年9月末までに契約 ※建売などは令和2年12月から令和3年11月末まで	令和4年末までの入居 控除期間13年	コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の弾力化			令和3年末までの入居	控除期間13年	消費税10%引き上げに伴う 反動減対策の上乗せ措置		令和2年末までの入居		面積要件 ⇒50㎡以上	<p>公布の日</p>	<p>付則第19条第2項</p>								
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																												
【改正後】 経済対策として控除期間13年間の措置を延長	10/1税率 引上げ(10%)		令和2年10月から令和3年9月末までに契約 ※建売などは令和2年12月から令和3年11月末まで	令和4年末までの入居 控除期間13年																												
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の弾力化			令和3年末までの入居	控除期間13年																												
消費税10%引き上げに伴う 反動減対策の上乗せ措置		令和2年末までの入居		面積要件 ⇒50㎡以上																												
<p>(3)特定一般用医薬品等の購入費に係る医療費控除の特例の延長</p>	<p>自己または自己と生計を一にする配偶者等に係る特定一般用医薬品等の購入費(対象：年間1万2千円超えの購入費)を総所得金額等から控除(限度額：8万8千円)する特例(※1)について、その適用期限(現行：令和4年度分まで)を5年延長する(※2)。</p> <p>(※1)本特例を適用する場合、本則に規定する医療費控除は適用されない。 (※2)本改正は令和5年度分以降の個人住民税から適用する。</p>		<p>令和4年1月1日</p>	<p>付則第2条の5</p>																												
<p>(4)給与所得者扶養親族申告書等の電子提出に係る税務署長の承認の廃止</p>	<p>給与所得者等から給与等支払者への扶養親族等申告書の書面提出に代えて、電磁的方法による提供を行う場合における、その給与等支払者が受けるべき税務署長の承認を不要とする。</p>		<p>公布の日</p>	<p>第24条の2第4項 第24条の3第4項 第36条の9第3項 および第4項</p>																												
<p>(5)軽自動車税種別割におけるグリーン化特例(軽課)の見直し</p>	<p>環境性能等の優れた軽自動車(新車のみ)を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、その燃費基準の切替えおよび重点化を行ったうえ、適用期限を2年延長する(※)。</p> <p>(※)これらの措置による軽自動車税の減収額は、全額国費で補填される。</p>	<p>《現行》 取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 軽課年度：取得の翌年度分に限る。</p> <table border="1" data-bbox="1359 1713 1893 1850"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+30%達成(※2)</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成(※2)</td> <td>25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>《改正後》 取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 軽課年度：取得の翌年度分に限る。</p> <table border="1" data-bbox="1952 1713 2466 1850"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成(※2)</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成(※2)</td> <td>25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1359 1881 1893 1986"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+35%達成(※2)</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成(※2)</td> <td>25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1952 1881 2466 1986"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)</td> <td>75%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)平成21年排出ガス規制から窒素酸化物10%低減達成または平成30年排出ガス規制適合に限る。 (※2)平成30年排出ガス規制から窒素酸化物50%低減達成または平成17年排出ガス規制から窒素酸化物75%低減達成に限る。</p>	区分	軽減率	電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)	75%軽減	令和2年度燃費基準+30%達成(※2)	50%軽減	令和2年度燃費基準+10%達成(※2)	25%軽減	区分	軽減率	電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)	75%軽減	令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成(※2)	50%軽減	令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成(※2)	25%軽減	区分	軽減率	電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)	75%軽減	平成27年度燃費基準+35%達成(※2)	50%軽減	平成27年度燃費基準+15%達成(※2)	25%軽減	区分	軽減率	電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)	75%軽減	<p>公布の日</p>	<p>付則第6条 付則第6条の2</p>
区分	軽減率																															
電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)	75%軽減																															
令和2年度燃費基準+30%達成(※2)	50%軽減																															
令和2年度燃費基準+10%達成(※2)	25%軽減																															
区分	軽減率																															
電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)	75%軽減																															
令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成(※2)	50%軽減																															
令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成(※2)	25%軽減																															
区分	軽減率																															
電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)	75%軽減																															
平成27年度燃費基準+35%達成(※2)	50%軽減																															
平成27年度燃費基準+15%達成(※2)	25%軽減																															
区分	軽減率																															
電気軽自動車、天然ガス軽自動車(※1)	75%軽減																															

品川区特別区税条例新旧対照表

新	旧
○品川区特別区税条例	○品川区特別区税条例
昭和39年12月15日 条例第48号	昭和39年12月15日 条例第48号
(区民税の非課税の範囲)	(区民税の非課税の範囲)
第10条 (第1項省略)	第10条 (第1項省略)
2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u> の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。	2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。
(均等割の税率の軽減)	(均等割の税率の軽減)
第14条 区民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。	第14条 区民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。
(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者または扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。)</u> 1,500円	(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者または扶養親族 1,500円
(2) 前号に掲げる同一生計配偶者または扶養親族を2人以上有する者 当該同一生計配偶者または扶養親族1人について1,000円	(2) 前号に掲げる同一生計配偶者または扶養親族を2人以上有する者 当該同一生計配偶者または扶養親族1人について1,000円
(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)	(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)
第24条の2 (第1項から第3項まで省略)	第24条の2 (第1項から第3項まで省略)
4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が <u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項 <u>および第36条の9第3項</u> において同じ。)により提供することができる。	4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が <u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

新	旧
<p>(第5項省略)</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>(第2項省略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第36条の8 第36条の7の規定により徴収すべき分離課税にかかる所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項および第3項ならびに第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされた</p>	<p>(第5項省略)</p> <p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>(第2項省略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第36条の8 第36条の7の規定により徴収すべき分離課税にかかる所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項および第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号および次</p>

新	旧
<p>もの（次号および次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第36条の3および第36条の4の規定を適用して計算した税額  （第2号省略）  （第2項省略）  （退職所得申告書）</p> <p>第36条の9（第1項省略）</p> <p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理されたときに区長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「その受理されたとき」とあるのは「その提供を受けたとき」とする。</u></p> <p>付 則  （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第2条の5 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までおよび法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第36条の3および第36条の4の規定を適用して計算した税額  （第2号省略）  （第2項省略）  （退職所得申告書）</p> <p>第36条の9（第1項省略）</p> <p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理されたときに区長に提出されたものとみなす。</p> <p>付 則  （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第2条の5 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までおよび法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>

## 新

第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項、第7項、第9項、第11項、第13項および第15項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ）a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第2号ア（ウ）b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（第2項省略）

3 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

（第4項省略）

5 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および第7項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3

## 旧

第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項、第7項および第9項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ）a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第2号ア（ウ）b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（第2項省略）

3 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

（第4項省略）

5 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および第7項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3

新			旧		
<p>月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p><u>月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア（イ）	3,900円	2,000円	第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円	第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	1万800円	5,400円		1万800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円	第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
(第6項省略)			(第6項省略)		
<p>7 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第5項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>7 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第5項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア（イ）	3,900円	3,000円	第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円	第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円		1万800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円	第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円
(第8項から第10項まで省略)			(第8項から第10項まで省略)		
<p><u>1 1 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限</u></p>					

新	旧
<p><u>り、当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>1 2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p><u>1 3 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第5項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>1 4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p><u>1 5 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（第13項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第7項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	

新	旧
<p><u>16 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第15項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第15項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第3項、第5項、第7項、<u>第9項、第11項、第13項および第15項</u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>（第2項および第3項省略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第19条 （第1項省略）</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 付則第2条の5の改正規定 令和4年1月1日</u></p> <p><u>(2) 第10条第2項、第14条第1号および第24条の3第1項の改正規定ならびに次条の規定 令和6年1月1日</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>第2条 改正後の品川区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」と</u></p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第3項、第5項、第7項<u>および第9項</u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>（第2項および第3項省略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第19条 （第1項省略）</p>

新	旧
<u>いう。)に関する部分は、令和6年度以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u>	